

サービス利用者負担の軽減について

(介護保険負担限度額認定証)

下記表により所得段階を分けて、各段階に応じて負担が軽減されます。

◆ 市町村窓口での申請が必要です ◆

居住費や食費の具体的な水準はご利用者(契約者)と施設の契約となることが原則となりますが、所得の低い方には負担限度額をもうけ、負担が大きくなるように軽減されます。

各ご利用者の負担限度額は市町村から発行される認定証に記載される限度額になります。

利用者負担段階	主な対象者	
	収入等に関する要件	預貯金等資産に関する要件
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 市町村民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給権者 	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年80万円以下の方 	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下
第3段階①	<ul style="list-style-type: none"> 市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年80万円超120万円以下の方 	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下
第3段階②	<ul style="list-style-type: none"> 市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年120万円超の方 	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下

(1日あたり)

対象者	居 住 費		食 費
	多床室	個室(ユニット型)	
利用者負担第1段階	0円	820円	300円
利用者負担第2段階	370円	820円	390円
利用者負担第3段階 ①	370円	1,310円	650円
利用者負担第3段階 ②	370円	1,310円	1,360円
利用者負担第4段階(通常負担)	855円	2,006円	1,600円